



【平成29年1月1日施行】雇用保険の適用拡大等について

今回のあおぞらレターでは、65歳以上の人の雇用保険加入をはじめ、雇用保険に関する平成29年1月1日施行となる主な法改正情報についてお知らせします。



●雇用保険の適用対象となる年齢の上限が撤廃（日雇、短期雇用特例被保険者となる場合を除く）

新規に雇用される者は、労働時間・期間等一定基準を満たせば、年齢に関係なく被保険者となります。

【改正後】 65歳の誕生日前日以降 ⇒ **高年齢被保険者**

【従来通り】 65歳の誕生日前々日まで ⇒ 一般被保険者

※1：法改正前でも、同一事業主に、65歳誕生日前々日から翌日以降も引き続き雇用されるものは65歳以上であっても「高年齢継続被保険者」として適用対象となります。

※2：※1の「高年齢継続被保険者」は、平成29年1月1日以降は、「高年齢被保険者」になります。

雇用保険料徴収について

4月1日時点で満64歳以上の方は雇用保険料が免除されますが、平成32年4月1日以降は64歳以上の方も保険料が徴収されます。

●高年齢被保険者が受給できる給付金

育児休業給付金 介護休業給付金 教育訓練給付金 移転費 就業促進手当 求職活動支援費

法改正前は、65歳以上の方は（高年齢継続被保険者であっても）上記の給付金を受給することはできませんでしたが、
法改正後は、65歳以上の方も（高年齢被保険者であれば）受給対象となります。

●特定受給資格者となる基準の見直しと追加

下記に該当する場合は、特定受給資格者となります。

- ① 事業所から妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けたことにより離職した場合、または、育児休業・介護休業等の申出を拒否されたことにより離職した場合【追加】
- ② 離職前6カ月以内に賃金不払いが1回でもあった場合（これまでは2カ月連続又は6カ月内に3回）

【特定受給資格者とは】

倒産、解雇等により離職することになった者であり、離職後に失業等給付を受けることになった場合、自己都合退職と比較して、雇用保険加入期間が短くても対象とされる、給付日数が多い、すぐに給付を受けることができる等、手厚くなる場合があります。



●育児・介護休業給付金の要件

育児休業給付金、介護休業給付金を申請できる要件が変更となり、対象の拡大・緩和等の措置が決定しました。育児介護休業法の改正に伴い各給付金が支給されるようになりますが、詳細につきましては次回以降にご案内させていただきます。

雇用保険の適用拡大等について ※詳細につきましては下記厚生労働省 URL をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277